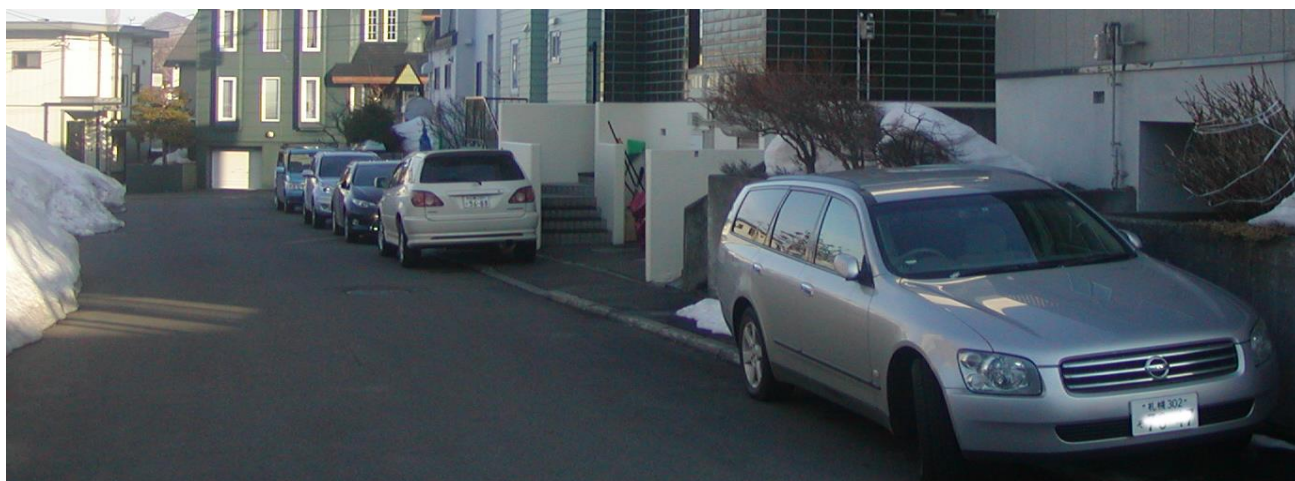

住宅街は「青空駐車天国」 「保管場所法違反」を見逃す警察



真冬の札幌では、一日で、50センチ以上の積雪も珍しくない。

それくらいの積雪があると、いくら除雪をしても道路が狭くなり、もし火事が起きたとき、一台の青空駐車のために、消防車や救急車が現場に入って来られない、あるいは現着が遅れることになり、消火作業に支障を及ぼす可能性がある。

また、青空駐車のカルマの陰から、子供が飛び出すと、大きな事故にもなりかねない。

私は毎年、町内会の総会で、青空駐車のを禁止を訴えたが、役員は積極的に動こうとしない。おそらく、ご近所同士の混乱を避けるため「**青空駐車禁止**」を、はっきりと言えないのだろう。一方、町内住民は、日常的な青空駐車を軽く見ているようだが、これは立派な犯罪である。しかも、住宅街であっても、歩道に駐車することは、明らかに**道交法違反**（道路交通法第47条第2項及び第3項の違反に該当）である。

住民が軽く見ていた青空駐車によって「**保管場所法違反**」で検挙され有罪になると「**前科**」がつく。つまり、『道路上に継続して十二時間以上駐車する』、『道路上に夜間八時間以上駐車する』行為が「**保管場所法違反**」である。

保管場所法違反は、道路交通法違反とは別の法律で、**青切符**ではなく、**赤切符**になる。

また、保管場所法違反は、駐停車違反と比べても罰則が重く、最高で「**三ヶ月以下の懲役**
または20万円以下の罰金」。違反点は「**2 ~ 3 点**」である。

罰金の相場は、昼間の青空駐車で5万円、夜間の青空駐車で4万円くらいである。

ただし、**罰金は刑罰であり、刑罰を受ければ前科**になる。

また、医師の国家試験など、前科のある人は受験できないこともある。しかし問題は、青空駐車をしている住民が皆、保管場所法違反で検挙されると、**町内会が前科者の集まり**になる恐れもある。



保管場所法違反に関して、警察による取締は、札幌の場合、区によって相当違うようだ。たとえば、北区は厳しいが、西区は非常に甘い。これは交通量にもよるようだ。

■ 青空駐車 of 苦情相談

今年2014年1月、札幌西署に電話で青空駐車 of 苦情相談を行ったところ、**住所、氏名、年齢を聞かれた上**、青空駐車 of 対応として、「**町内 of 青空駐車は、最寄り of 交番に相談してください**」との回答であった。

このように、「**交番に相談してください**」としか答えられないのであれば、住所、氏名、年齢など聞く必要はない。

これではまるで**個人情報の詮索**だ。**その数日後、自宅の近くで小火騒ぎがあった**。



私は、札幌西署では話にならないので、**道警の相談センター**にメールで、**青空駐車の苦情**を届けたところ、翌日、札幌西署の警察官が事情を聞きに来た。非常に早い対応だった。

しかし、警察官から「**札幌西署には、警察官が220人**くらいしかいない、しかも**三交代**であるので、**青空駐車の取り締まり**まで、なかなか手が回らない」というように、警察の事情を聞かされた。

そこで私は、警察官を増やして「**青空駐車の取り締まりの強化**」をして貰うため、**警察庁に苦情メールを送信した**。

翌日、札幌西署の警察官から電話があり、「**住宅街を警邏します**」という連絡であった。しかし今でも青空駐車は、一向になくならない。しかも、**一段と悪化**するのである。



■保管場所について

保管する場所の要件

- ・ 自動車の使用の本拠の位置との距離が2キロメートル以内。
- ・ 自動車を支障なく出入りさせ、かつ、その全体を収容できること。
- ・ 自動車の所有者が、自動車の保管場所として使用する権限を有すること。

※ 使用の本拠の位置（住所地など）

から保管場所までの距離が2キロメートルを超える場合は申請が出来ません。

（例外的な場合があるので、窓口まで問い合わせして下さい）

『札幌西警察署のホームページより』



屋根付きの車庫でなくとも、車庫証明を取った敷地内にクルマを駐めてあれば、全く問題がないが、車庫飛ばしや重複駐車等で取った不正車庫証明のクルマも多いと思う。

例えば、子供が免許を取って車を買うと、**クルマ1台の駐車スペース（保管場所）に、親と子供の複数台の「車庫証明」を取る**家庭も多い。

あるいは、**駐車スペースを確保しやすい実家や他人名義でクルマを購入して、車庫証明を取る**といった手段もあると聞く。

クルマの保管場所を調べに来る警察関係者（殆どが警察OB）も、その事には目を瞑り、特に調べないため、**「保管場所を厳しく取り締まれば、クルマが売れ**

なくなる」といったディーラー側の事情を考慮しているのではないかと勘ぐりたくもなる。

それはともかく、**危険な青空駐車を何とかして欲しい**ものだ。

（※ 軽自動車の場合も、人口10万人以上の地域では車庫証明が必要）

手が足りないのは、警察だけではない 消防も同じであった



2014年の2月、住宅街の消火栓が、雪の中に埋まっているので、**近所の小火騒ぎの後**、札幌西消防署に、**消火栓の周りの除雪をするよう**、文書でお願いしたところ、翌日、西消防署から電話があり、「**消火栓の除雪まで手が回りませんので、町内の消防団が行ってくれると助かります**」といった主旨の回答であった。

また、「**消火栓が使えなくても、消防のタンク車があるので問題はありません**」と言われたとき、私は呆気にとられた。これでは何のために消火栓があるのか分からない。

火事が起きた際、消防隊員が、消火栓を雪の中から掘り起こしている間に、住宅が全焼してしまうかも知れない。さらに、**住宅が密集しているため、延焼を食い止めることは、タンク車一台では不可能である**。消防には、**消火栓の除雪体制を整えてほしいものだ**。

2014/04/19

石川 栄一